

令和6年9月定例教育委員会議事録

1. 日 時：令和6年9月24日（火）13時30分～16時00分

2. 場 所：離島開発総合センター 中央会議室

出席委員：委員 中村 好秀 委員 升水 裕司
 委員 浦 いせ子 委員 横山 明美
教育長 中村 慶幸
事務局 教育次長 牧尾 豊
教育生涯学習班長 山元 忍
図書館係長 津田 朋子（欠席）
文化財係長 平田 賢明
教育総務係長 坂井 翔

3. 附議案件

(1) 前回議事録承認の件

(2) 教育長報告

(3) 報告事項(8/19～9/13まで)

1) 各種委員会、協議会等について

報告第27号 第2回北松西高校魅力化推進協議会(9/13)

2) その他

① インターンシップ受入れ(8/20～28)

② 島のリーダーチャレンジ事業(8/20～22)

③ 郡民体育大会報告(8/25)

④ 山学校 流しそうめん(8/26)

⑤ 西高祭(9/8)

⑥ 令和6年度小値賀町議会9月会議(9/10～18)

⑦ 少年少女合唱団敬老会巡回公演(9/15)

(4) 議決事項

1) 議案第4号 小値賀町立小中学校管理規則の改正について

(5) 協議事項

1) 令和5年度事業点検・評価にかかる外部評価について

2) 小値賀町教育振興基本計画について

3) 教育委員会及び公民館事業にかかる共催、後援について

(5) その他

① 10月行事予定について

② その他 中学校の新制服導入について

次回定例教育委員会の日程 10月 日() 時 分～

事務局 (教育次長)	定刻となりましたので、ただ今から9月定例教育委員会の方を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、教育長、よろしくお願いいたします。
教育長	はい。皆さんお疲れ様です。ご出席ありがとうございます。 8月30日には、総合教育会議にも出席いただきましてありがとうございました。おかげさまで、小中高一貫教育の今後の方向性ですとか学校給食の無償化に関してですね、町長と有意義な意見交換ができたのではないかと考えております。簡単ですけど以上です。
事務局 (教育次長)	ありがとうございます。では、引き続きよろしくお願いいたします。
「附議案件」(1) 前回議事録承認の件	
教育長	はい。早速附議案件に入りたいと思います。 まず(1)前回議事録承認の件ですけれども、前回の議事録で何かございましたでしょうか。よろしかったですかね。
中村委員	ちょっとまだアップしてない。はい。
教育長	はい、お願いします。
中村委員	19ページの中ほどのところで、私が言って答えてから教育長ってなるところは、そのまま私の発言ですね。はいの後の教育長は、そこは中村で。はい。私の。はい。キャンプの件の。
教育長	はい。今確認できました。明らかに誤りです。修正します。 ほかございますでしょうか。大丈夫ですかね。
教育委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。
「附議案件」(2) 教育長報告	
教育長	続きまして(2)教育長報告ですけれども、この中で何かありますでしょうか。大丈夫ですかね。
教育委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。
「附議案件」(3) 報告事項	
1) 各種委員会、協議会等について	
続きまして(3)の報告事項ですけれども、8月19日から9月13日までです。 まず1)の各種委員会、協議会等についてということで、報告第27号第2回	

	北松西高魅力化推進協議会の中で何かありますでしょうか。
浦 委 員	はい。
教 育 長	はい、お願いします。
浦 委 員	北松西高の魅力化推進のあれですよ。推進協議会の件ですよ。
教 育 長	はい。
浦 委 員	<p>結局、北松西高の魅力化につながることで、地域探究活動ということと、Englishday とか修学旅行に向けて、ちょっとこう動きが載ってるんですけども、この Englishday についてということで、ちょっと聞き慣れない、以前は、小中高の中で、Englishday って言って、小学校の 5、6 年生と中学生が合同で集まって、こんなか英語での、なんかこう、してましたよね。</p> <p>それだと思ってたら、これを見ると、高校だけの Englishday っていうのを設けられているみたいですね。それで、その中で Englishday にする、その、英検の受験者が 3 名いて、ALT 5 名とか、いろいろ、こう、書かれていますけども、今、その、高校の方に ALT の先生は 1 名見えてますね。</p> <p>で、その 5 名っていうのは、これはどういう意味なんですかね。</p> <p>どこから出て来てる 5 名なんですかね。</p>
事 務 局 (教育次長)	<p>はい、事務局です。はい、お答えします。</p> <p>高校魅力化の事業の中で、今、北松西高校に ALT の先生が 1 名在籍しております。そのほかに、小値賀以外の方から ALT の先生を 5 名ですね、まあ 5 回と言ってもいいかもしれませんが、呼びして、英語を学ぶ機会を高校魅力化としてやっていこうというふうな考えが、計画がありました。</p> <p>そういった中で、生徒数が少なくなったこともあって、その ALT の先生を 4 名で足りるというふうな今年度の事業計画の中で、4 名で足りると、高校の方から説明があって、5 名から 4 名という話になっております。</p> <p>で、その 1 名分浮くので、その分の予算を何とか使えないかというふうな議論が、この高校魅力化の会議の中であったところです。以上になります。</p>
教 育 長	はい。よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。
浦 委 員	それは、英検の方にも繋がっていくんですかね。それは全然関係ない。
事 務 局 (教育次長)	<p>英検とは関係ないですね。はい。</p> <p>英検はですね、英検の予算を今年度というか、変更して受ける生徒がいるので、予算をちょっと使わせていただきたいということで、今回の魅力化の会議の中であったんですけども、当初は、全ての子供が受けれるようにしとけば、誰でも受けれるようにしとけば、そこの受験に向けて、こう、意識が下がって、誰でも受けられる、いつでも受けられるということで、意識が下がるということもあって、その事業はどうなのというようなことがありましたので、今回は、受</p>

	<p>けたい子が受けれるような予算組みというふうなお話があります。 ですので、英検については、特に変更はございません。</p>
教 育 長	<p>ほかにございますでしょうか。よろしいですか。</p>
教 育 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p style="text-align: center;">「附議案件」(3) 報告事項 2) その他</p>
教 育 長	<p>続きまして、2)のその他の報告ですけれども、7つ、今回、上げております。 この中で何かございましたら、よろしくお願ひします。</p>
浦 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>はい、お願ひします。</p>
浦 委 員	<p>島のリーダーチャレンジ事業、これテレビでも放映が何かありました。 チャレンジしましたっていうのですね。 それで、ああ小値賀でも言ってるのかなと見てたんですけど、全然見つけ らなかったんですけども、この記事を見て、小値賀の方から1名参加されて いるようですね。で、以前もあった時も、小値賀から2名かなんか参加されて、 で、その子たちの参加されて学んだこと、何か、この、発表する場とか、なんか こう、あれがあったんですね。少年の主張発表大会の時を利用して、何かあ ったんですね。こういうことがありましたとか、中学校の何かの時に掲示して、掲 示して、何かしてた時もあったんですね。 だから、そういう機会っていうのは、別に何も無いんですかね。 ちょっと、どういうことを学んだのかっていう部分を他の生徒たちにも知ら せるような機会、せっかく行ってきたんで、1人のものにするんじゃなくて、な んかこう、方法はないもんですか。そこは考えてませんか。ちょっと考えてほし い。</p>
事 務 局 (教育次長)	<p>事務局です。すいません、私もちょっとそこは把握しておりませんでした。 せっかく子供たちがですね、体験して学んだことですので、そのことを発表 とか、周りの子どもたちに報告できる機会を作るのは有意義なことだと思いま すので、ちょっと学校とも相談しながら、ちょっと、うちの社会教育事業の中 でもですね、ちょっと考えていきたいと思ひます。 今回ですね、長崎に新しい施設ができたこととかあってですね、そういった ところの見学とか、大人が参加しても、とても参考になるようなリーダーチャ レンジ事業の中身だったので、子どもたちにとっても、大きな影響があるよう な事業じゃなかったかなというふうに私の方も見ておりますので、ぜひ、そう いった機会ができるように考えてみたいと思ひます。</p>

教 育 長	ほかございますでしょうか。
升 水 委 員	はい。
教 育 長	はい、お願いします。
升 水 委 員	はい。今の質問と項目は一緒ですけど、島のリーダーチャレンジ事業なんですけども、これ各5市町より5、6年生が参加しているようなんですけども、各市町の制限というか、人間、参加人員の制限とかあるんですか。 何名までとかあるんですか。
事 務 局 (班 長)	はい、事務局です。一応各市町に割り当てられた人数制限はございます。 小値賀の方で、確か3名まで、1名、2名まででした。
升 水 委 員	小値賀は、2名までですね。
事 務 局 (班 長)	昨なが、3名の申し込みあって、その枠を超えてお願いをして、受け入れてくださって、今年は1名の申し込みということです。
升 水 委 員	できるだけ、こう、定数があるんだったら、定数いっぱい参加してもらいたい事業ですよ。
教 育 長	定数以上に参加させてもらったこともあります。 2年ほど前に8名ぐらい応募がありまして、で、先ほど言いましたように、小値賀は人数が少ないので割り当ては、枠は2名だったんですけど、県と協議して、最大4まで広げてもらって対応したことはあります。
升 水 委 員	できれば参加を進めたいですね
教 育 長	はい。おっしゃるとおりです。 ほかございますでしょうか。よろしいですかね。
教 育 委 員	はい。
「附議案件」(4) 議決事項	
教 育 長	それでは、報告を終えまして、(4)の議決事項をお願いします。 議案第4号小値賀町立小中学校管理規則の改正について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (教 育 次 長)	はい、事務局です。 小値賀町立小中学校管理規則の一部を改正する規則案でございます。 この規則改正の、14条の第2項なんですけども、栄養教諭の方がですね、すいません、事務局の確認不足で漏れておりましたので、その栄養教諭の方を今回、加える内容になっております。改正内容としては、第14条第2項中「養護

	<p>教諭、」の次に「栄養教諭」を加えるというふうになっております。 よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>はい。事務局から説明はありましたけども、何かご質問等ありますでしょうか。特にないですかね。</p>
教 育 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>はい。それでは、採決したいと思います。議案第 4 号小値賀町立小中学校管理規則の改正につきましては、事務局案のとおり改正することでよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。議案第 4 号は、可決されました。</p>
	<p style="text-align: center;">「附議案件」(5) 議決事項</p>
教 育 長	<p>続きまして、(5)の協議事項です。 まず、1)令和 5 年度事業点検評価に係る外部評価について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (教育次長)	<p>はい。昨年度の資料は、ちょっと、何か、この形になります。 協議事項 1、令和 5 年度事業点検・評価にかかる外部評価についてということです。本日、お手元に資料 2 部ですね、ご用意をさせていただいております。 事業点検・評価実施報告書、ちょっと厚めの資料がデータでもずっと載ってますけども、外部評価委員からの質問というところが、1 枚ものがあります。 よろしかったでしょうか。 今回の、この外部評価につきましては、令和 5 年度小値賀町教育委員会における各種事業におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づいて、外部評価委員の方々に点検評価を行っていただきました。9 月の月上旬までに、頃に、外部評価委員さんから評価が終わりましたということで、提出をいただいております。 本日は、その内容をペーパーでお示ししておきまして、協議していただく事項としましては、外部評価委員さんの意見に対する回答について、委員の皆様にご協議いただければと思っております。 なお、外部評価委員の意見につきましては、資料の中に赤字の方で示させていただいております。具体的に言いますと、12 ページ目から、11 ページですね、11 ページの後半から赤字が見えるかと思っておりますので、そちらの方で見ただければなと思っております。資料の発送が、直前になって申し訳ございません。ご協議いただければと思っております。よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>事務局、ちょっと私からいいですか。</p>

事務局 (教育次長)	はい。
教 育 長	<p>これを今から委員さんが読み込んで、意見交換するっていうのは、なかなか難しいので、事務局で、この朱書きの部分ですね、要点を説明していただいて、委員さんに意見をいただくっていうふうにしてもらっていいですか。</p>
事務局 (教育次長)	<p>はい。そしたら事務局です。朱書きの部分の要点を説明させていただきたいと思います。まず12ページ目の方からよろしく願いいたします。</p> <p>1つ目のポツですね、教育委員会全体にかかる意見ということで、開かれた教育委員会で、少しずつ町民の関心が高まっていると感じるということで、そういった評価をいただいております。そういった中で、またなんですけど、教育行政の質の向上を目標にして取り組むことは重要だと、大変ですけど、引き続き対応をよろしく願いますというふうな意見をいただいております。</p> <p>で、それから、2つ目の通学路の安全対策の会議についてというところの項目があるかと思えます。これについては、通学路安全対策会議があるんですけども、その対策についての意見をいただいております。</p> <p>例えば、というふうなフレーズになっておりますけども、笛吹地区の3分団詰所近くのブロック塀の問題とかですね、細かくあっております。</p> <p>子供達や住民に関することで、事故が起きる前にですね、大胆かつ迅速な対応が必要だと思っておりますというふうな意見をいただいております。</p> <p>なかなかできること、できないことがあるんですけども、そういった意見をいただいているところです。一方、それに関連付けまして、一番最後のポツのところですね、地域住民による見守り体制ということで、ご意見をいただいております。今、毎月1日に立哨をしているんですけど、その中で、地区の住民の方にも参画していただいております。老人会の見守りも昨年度よりスタート、一昨年度よりスタートしております。そういったところの内容のご意見をいただいて、いろんな形の見守りがあるんじゃないでしょうかというふうなご意見をですね、ウォーキングであったり、出勤途中で見守るといようなご意見をいただいておりますので、そういったご意見を基にですね、今後とも絶えず考えていくことが必要なのかなということで考えております。</p> <p>12ページは以上になります。続きまして、15ページから16ページのところをお願いいたします。小中、学校教育に係る部分です。</p> <p>小中高一貫教育のいろんな問題がありますので、岐路に立っている感じがしますというふうな率直な意見をいただいております。指導主事の設置について検討したらどうでしょうかというふうな意見を一つ目としては、いただいております。で、16ページに、ちょっと跨るんですけど、ふるさと教育、ふるさと留学についてご意見をいただいております。</p> <p>1人1人にですね、手厚い教育ということで、あるんですけども、そこでですね、1人も残さない教育の重要性であったりとか、高校の問題も含めてですけど、特化した魅力化はですね、地元の子供たちを島外に出してしまう結果になりかねないんじゃないでしょうかと危惧するご意見をいただいております。</p> <p>心配、大変こう、心配いただいているところでもありますし、そういった危惧される理由っていうのが、この中で言っております。</p>

3つ、最後の方のポツですね、先生たちの働き方改革についてのご意見になってます。これについては、小学校の時数の変更の問題と、中学校における通知表のですね、所見の簡略化についてですけども、そこは短縮見直しをされているとこなんですけど、教育委員会としての見解がありましたらということのご意見をいただいております。今年度から中学校通知表については、所見については3学期のみ記載するというふうな話になっておりますので、そういったところで、どうなんでしょうかというふうなご意見かと思われま。

続きまして、ちょっと長くなって申し訳ございませんけど、22ページ目の方に社会教育、社会体育の充実ということで、コロナ感染症の制限がなくなりまして、事業が活発化してきてますというふうなご意見の中でですね、意見をいただいております。色々な行事が出てくるので、それをチャンスと捉えてというご意見かなと思っております。今ですね、視察に、今週視察に、奈留町に視察に行く、町民レクの視察に行く予定でしたけども、そういったところに台風が来て、今まで積み重ねた歴史もありますので、そういった中で、新しい町民レクを目指してほしいというふうなご意見をいただいております。

社会教育全般についてはですね、行動が活発化になったので、もう少し積極的にというふうなご意見が出ております。

で、続きまして25ページと26ページにつきましてですけど、文化振興継承のところでは、文化財、2つ目のポツなんですけど、文化財調査、保護、学校への支援、講座、世界遺産関係の、それぞれですね、多岐にわたる諸事業をよくこなして、やり遂げているというふうに意見を、感想をいただいております。引き続きですね、文化の振興、学校教育とのつながりも踏まえてやっていく重要性を説いていただいているのかなというふうに思っております。最後の方になります。総論ところで、2人の外部委員さんからのご意見を、27ページ、28ページ、29ページにちょっと跨ってます。

跨ってますけども、ここでご意見をいただいております。

吉元委員さんからは、小中高一貫教育、高校魅力化、離島留学の課題について、解決策を早めに導き出してほしいということで、導き出すべきではないでしょうかというふうなご意見をいただいております。

一方、山本委員さんにつきましては、コロナを明けてですね、社会教育活動の、こう、もっと充実してやっていく必要性のところをいただいております。

その中で、27ページから、27ページの後半の一番下のポツから28ページに跨っていくんですけど、高校の魅力化であったり高校の存続であったり、あと、それに関連して不登校の問題についてもご意見をいただいております。

公設で支援するところが必要ではないでしょうか、簡略にいうと、そういったところですね、公営塾の必要性であったりとかですね、というところをご意見をいただいております。こういった手厚い教育が、少人数でですね、手厚い教育が受けられる反面ですね、こういったところの部分についても、少し積極的に関わっていく必要があるのではないかとというふうなご意見かと思われま。

いろんな面からですね、意見をいただいております。

簡単ですけども、事業点検評価の実施報告書の主だったところを読み上げさせていただきました。なかなか時間もありませんけども、ご意見いただければと思っております。よろしくお願ひします。

<p>教 育 長</p>	<p>はい、限られた時間ですので、先ほど事務局から説明があった12ページからの朱書きの部分について、これから順を追って委員さんのご意見を伺いたいと思いますけれども、時間的にやっぱり多くの時間を割けないと思いますので、これ、来年度に向けての意見という意味合いもありますので、10月以降でも、次回の定例教育委員会以降でもですね、ここにも書かれていますけれども、委員さんから何かご提案とかあれば、出していただければと思いますので、時間の許す限り、ちょっと振り返りをしてみたいと思いますけど、まずあの、教育委員会関係でご意見ございましたけれども11ページ、12ページあたりですね、ここで何かご意見等あれば、お願いしたいと思いますけど。</p> <p>例えば、12ページの中ほどにあります、通学路の件とかですね、先日通学安全推進協議会で、今回は会議ではなくて合同点検をしたんですけども、安全推進委員協議会の中には、教育委員会ほかの行政だけじゃなくて、PTA、保護者の委員さんもおられますし、警察もおられます。交通安全協会の方、それから民生委員さん、そういった方々もおられます。</p> <p>その中で、対策の議論をしてるわけですけども、また10月予定だったですよ、会議の方はですね。</p>
<p>事 務 局 (教育次長)</p>	<p>はい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>そこで、この調査結果を踏まえて、改善について協議をするということになってますよね。一方で、民間のブロック塀とかですね、そういう個人所有、民間所有の物件に対して、大胆かつ迅速な対応って書かれてはいるんですけども、なかなか、その物理的な対策っていうのは、やっぱり難しいという面もありますので、そういう中で、危険箇所を少年の日の立哨箇所に追加したりと、来年度も新たに追加すべきところが出てきそうな感じですけども、私が言ってるのが、通学路に関して、協議会、それからPTAも連携してですね、実際に現地で子供たちに、ここがどういうふうに危ないから、どういうふうに通ろうねとか、そういった指導も、ソフトの面の充実を図るっていうのも大事なんじゃないかなと思っておりますけど、今のところ方向性としては、そういうことになるかなというふうに思っているんですけど、何かございましたらお願いします。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>難しいですね。はい。</p> <p>でも、さっき教育長が言ったように、通学路安全協議会が、そもそもなぜできたのかっていうところを僕ちょっと調べたんですけど、上岡市で通学途中の小学生が事故に遭うとか、通学途中で死亡事故とかが起こったことに対して、各都道府県に危ないところがないのかっていうのを聞いて点検させて、できてきたのが通学路安全協議会ということなんですよ。</p> <p>だから、やっぱりブロック塀とかでも、行政としてはどうしようもない所は、子供に直接、ここが危ない、このブロック塀は倒れるかもしれないから危ないよっていうことを教えてあげれば、そこを回避すれば事故は防げるんですよ。</p> <p>もう、それしかないんじゃないのかなと思って、今は。</p> <p>で、それよりもやっぱりね、車とか道が本当に危ないとか、そういう危険な所とかに、もう少しこう、時間をかけた方がいいんじゃないかと。</p>

	もちろんブロック塀を点検するのも大事ですけど、はい。と思います。
教 育 長	ありがとうございます。
横 山 委 員	はい。
教 育 長	はい、お願いします。
横 山 委 員	先日、在のところの交通安全に初めて担当で行ったんですけども、地域の近くにいる方が出て来てお世話をしたり話しかけたりとあって、すごくいい雰囲気、2学期の第1日目ということもあってか、賑やかな感じでよく関わっているなっていう感じがしました。初めて私もそこで立ったんですけども、どうしてもブロック塀側を、左側になるのにブロック塀側を歩いていいのかなと思いつつ、何も声をかけられないまま、反対側から手を振って行ってらっしゃいとかが言ってたんですけども、それで反対側の右側を歩いたら、どんなもんかを、フェンスじゃなくて、ちょっと道路の端っこで、すぐ下が畑で、あんまりそこが歩いたら、天気の良い日はなんとかできても、雨の日は危ないのかな、ガードレールがあったらいいのかなとか、ちょっと思いつつ、9月2日は立っていました。どうしたらいいっていう感じは、なんて言うか、思いつつ、なかなか見出しにくいんですけども、誰がどういうふうにご指導するのかっていう、指導するっていうか声をかけるのかっていうのもあるし、ちょっと難しいところかなと思いつつ、
教 育 長	ありがとうございます。
升 水 委 員	はい。
教 育 長	はい、お願いします。
升 水 委 員	子供たちに危険箇所の認識をさせて、それが一番いいのかなとご意見が出たんですけども、やっぱり、なかなかそういうのは、なかなか徹底できないっていうことで、ここに書かれているように、大胆な、大胆かつ迅速な対応が必要ということで考えたときに、今から先、所有者がですよ、亡くなって、遺産相続がはっきりしなかったりとか、そういう場所は、やっぱり負の遺産っていうのは、なかなかこの、受けたがらない相続者がいるんですね。 そういう中で、やっぱりこの、今から先、いくつか出てくると思うんですよ、こういう案件がですね。そういう場合は、やっぱりもう、行政代執行をするしかないんじゃないかなと私は思いつつですよ。 相手に通知をして、行政代執行をして、もう一番最低の金額で撤去して、撤去してしまって、もう、それをずっと請求をし続ける。 それが町に入らなくても、もうしょうがない。もうそれしかない。 もう解決の方法はないんじゃないかなと思います。私の考えです、これ。 極端な話かもしれんですけど、今から先は、もうそういうのが沢山出てくると思います。

<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>相続に関しては、法律が去年の夏に、ごめんなさい、去年の、今年の6月か、施行されてると思うんですけど、土地家屋の相続義務が法律で決まっていますので、私も去年の夏、父親が死んでから、ずっと所有権移転していなかった、相続登記しなかった土地家屋の手続きをしましたが、一定それで、その相続者っていうのは出てくると思います。ただ一方では、やっぱりどうしても、その、相続者間で調整がつかないとか、誰も相続したがないとか、そういった物件もどうしても出てくるのかなと思うんですけど、行政代執行に関しては、以前も町議会で質問があって、町長も私有財産に手を出すというのはやっぱり難しいと。そうになってしまうと、いろんな問題が出てくるというところですね、そういう答弁をしております。これについては、教育委員会の方でも、事務局の方でもですね、町長部局とも、また次回、先ほど言いましたように、来月協議会もありますし、委員さんの意見として、そういうのも出ているというところで、行政部局全体でどう考えるかという話になってくるとは思いますけど、非常に現状から事態を動かし難いかなっていうのが、私の実感です。</p> <p>これはですね、この調子で進めていると、もうこれだけで夕方になってしまいますので、まずその、外部評価委員さんの意見に対する事務局側の回答案っていうのを整理して、来月それをもって委員さん方と協議するっていうふうにするのが一番スピーディーかなと。ちょっとこれは時間がかかり過ぎるかなというふうに、今思いましたんで。事務局、どうですかね。</p>
<p>事 務 局 (教育次長)</p>	<p>はい、事務局です。昨年も、そのように、ちょっと事務局案を何か青文字の方で示させていただいて、ご提示させていただきましたので、今回も事務局の対応案っていいですか、こういうふうにやっていますとか、こういうふうに考えてますというふうなやつを委員さんの方に事前にお示しをして、ご意見を次回の定例教育委員会、10月ですね、で、今各担当の方で、この問題について考え、対応を整理してしますので、10月の定例教育委員会で、事務局からの案をお持ちするかどうかあれですけども、ちょっとお示しをさせていただければと思っています。よろしくお願いたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい。ということでお願いします。続きまして、2)小値賀町教育振興基本計画について、事務局からお願いします。</p>
<p>事 務 局 (教育次長)</p>	<p>はい、事務局です。</p> <p>本日議案から協議事項の方に変更させていただいております、小値賀町教育振興基本計画。前回、定例教育委員会の方でもペーパーの方でお渡し、ちょっと修正前の方をですね、お渡しをしています。本日は、データの方でもお渡ししております。その中身について、簡単ですけども、ちょっと説明をさせていただければと思います。まず、今回の第4期の計画につきまして、第3期と変わるところとありますか、今回の計画の方向性について、ちょっと触れさせて説明をさせていただければと思っています。まず、8ページ目の方をですね、これからの町の教育についてというところを見ていただければと思っています。</p> <p>まず、小中高一貫教育の方が、前回同様、一番目の方に上がってきてるんです</p>

けれども、前回につきましては、この部分につきましては、英語教育、英語向上に努めていくと、そういったところを充実させていくということがフレーズとしてあって、そういったことが中身の方に含まれておりました。

今回の第4期につきましては、もう明確に、小中高一貫教育の全体目標をしっかりと、一人一人の夢の実現ということで書かさせていただいて、その中にもありますとおり、確かな学力を身に付けて、社会に出たときに生き抜く力を持ち合わせてほしいということで、その辺の明確化をさしていただいております。グローバル化のフレーズは、前回も少しあったんですけど、その中のですね、今、コミュニケーション能力や語学力もそうですけど、他の人の価値観のところも重要になってきてますので、その辺を踏まえた教育というのが重要じゃないでしょうかということをお前回第4期の方で、ちょっと触れさせていただいております。学力の向上については、状況については、ほぼ同様な内容になっております。で、特別支援教育ですけれども、特別支援コーディネーター協議会というのが、前は明確にはなってなかったんですけど、今回は、そこを明確化して継続して実施するということで、特別支援教育の方の重要性を取り組んでいくということで、示させていただいております。

で、4番の家庭教育力と地域の教育力とところです。

前回、親の力、親力と言ったらいいんですかね、親力を高めていくというふうなところでありましたけれども、第4期につきましては、子育て世代に向けてですね、一番最後の行になりますけど、家庭の教育の力の大切さをですね、しっかり伝えていくことが必要じゃないでしょうかということで、それを明確にさせて、事業として取り組まさせていただければなということで、書かせていただいております。9ページ、捲って9ページもそうですけど、9ページの方で、一方という段の中になりますけれども、コミュニティスクールですね、ここは、正式に設置をされましたので、そういった中で、子供たちの学びを支える力を、地域の力を借りて一緒に支えていくということをお、この計画の中に取り組まさせていただいております。で、最終的な目指す人間像なんですけど、第3期でも国際的な視野をもった人間作りというふうな言葉も、フレーズがっております。そういった国際化とか、広い視野は必要なんですけど、今の現状、現在においてですね、そういった視野も必要ですけれども、国や地域の枠を飛び越えて活躍する多種多様なですね、人材育成というふうなということで、必要じゃないのかなというところで、そののところも、第4期の方では、させていただいて、そこを基に、ちょっと進めさせていただければなといったのが、今回第4期の内容になっております。10ページ以降については、細かく事業の内容があるんですけども、項目としては、財産と内容項目の名称ですね、になっております。その中で、小中高一貫教育の乗り入れ、繋ぎ、合同授業を明確にしたこととか、11ページの方に載せております。

12ページの方では、中段に幼小中高一貫ということがありますが、さらにもうこのような言葉なんですけど、ALT等の独自配置をしていくことで、外国語教育の充実を努めますということで、町独自でですね、外国語教育の方に取り組んでいくということで、ここは、地域を巻き込んでという形になりますけれども、進めさせていただければなというふうに思っております。

あと、17ページになります。体力の向上と学校体育の推進というところで、教員の指導力の向上と体育授業の充実とありますけど、ここで、部活動の地域

事務局
(班 長)

移行のところか、全然、第3期の方では、もう見えてなかったんですけど、今回の計画の中では、令和8年度の部活動の完全地域移行を目指してというところで、なかなか難しいところもありますけれども、そういったところに、地域と連携して取り組みますというところを出させていただいております。

重ねての説明になりますけれども、19ページの方では、小中高一貫の教育についてですね、もうこの3本柱を、今回もう、明確にさせていただきました。

前は、義務教育の必要性を検討していきますというベースであったんですけども、今回はもう3本柱をですね、充実と推進と原型なところを明確化してさせていただきます。学校教育については、以上になります。

続きまして、23ページ以降が社会教育、社会体育の部分になります。

23ページの方ではですね、今年度からちょっとスタートしておりますけれども、地区公民館での自主生涯学習を支援していきますということで、今行われております、地区公民館を使つてのですね、活動を今後も支援してまいりたいと思っております。それから、社会教育分野での人的資源の確保ということで、上の方にはですね、社会教育主事というところを書いておりますけれども、併せて、地域住民の参画、先輩方、諸先輩方ですね、技術の継承、知識の継承というところも踏まえて、今のお父さん年代のですね、方々への社会教育活動に、積極的に参加してもらいながら、諸先輩方からですね、いろんなことを一緒に、子供達と一緒に習っていく形を作りたいなというふうに考えております。

続きまして、おちかっ子の健全育成についてということで、おちかっ子像の策定ということで書いておりますけれども、おちかっ子像ってここはですね、9ページの方に書いておりますとおりですので、こちらの方を地域に浸透させるっていうところが、今回かなと思っておりますので、ここは修正をさせていただこうかなというふうに思っています。地域の魅力、地域と連携した青少年健全育成活動の充実、体験活動の促進ということで、学校の方でありましたけれども、一人一人の夢の実現、こちらについて社会教育側からのアプローチも当然必要かと思っておりますので、そこも踏まえた形でですね、地域の皆さんと一緒に青少年の健全育成活動の方を考えていきたいと思っております。

続きまして、25ページの方の高齢者の生きがいづくりにつきましては、先ほどの評価の方にもありましたけれども、熟年大学等ですね、積極的に行っているながら、高齢者の生きがいづくりというところで、居場所づくり等も含めて進めながら、先ほどありました地域住民の参画というところでですね、高齢者の方から引き継いでいくと、皆さんの生きがいとなるかなということも含めて、進んでいけたらなというふうに思っております。

その活動を進める中で、軽スポーツの普及というところで、グラウンドゴルフ等を行っておりますけれども、新たに何か面白い部分があれば、また進めていけるのかなというところで考えております。

続きまして26ページの方には、社会体育活動の推進と普及とありますけれども、生涯スポーツ団体の育成ですとか、軽スポーツ活動の普及というふうに挙げさせていただいておりますけれども、記載をさせていただいております。

それから27ページの方には、文化振興と継承というところで、入れさせていただいておりますが、世界文化遺産の保全活用というものを大きな施策として掲げさせていただいております。今ですね、世界遺産の方の保存、で、保存の

	<p>ための活用、活用して観光客が来ることで、さらにまた保存が進んでいく、進めていけるというようなサイクルの方を観光の方と連携しながら進めてまいりたいと思っております。28 ページの方の文化財及び重要文化的景観ということで、これは、世界文化遺産と似たような取組みになるかと思えますけれども、同じく世界遺産と合わせてですね、保存していくためにこちらを活用する観光面も出てくるかと思えますので、そこも踏まえて、取組みができたかなというふうに思います。29 ページの方は、芸能と民族・行事の保存・継承ということで、こちらの方につきましても、先ほどと繋がる場所ですね、伝統芸能や行事等につきまして、地域や学校と連携しながら、保存・伝承を進めてまいりたいということで記載しております。簡単ではございますけれども、社会教育、文化財に関しては以上になります。</p>
教 育 長	事務局の説明は、以上ですね。
事 務 局 (教育次長)	はい。
教 育 長	<p>ありがとうございました。本計画につきましては、前回の定例教育委員会の際に、9月で協議、そして、10月で議案として出して、で、承認をいただいて、11月頭には、これが公表できる状態までもっていくという計画ですので、10月もありはしますが、今ここですね、事務局の説明もありましたけど、何かご意見があれば、お伺いしておきたいんですけど。</p> <p>資料のボリュームがあるものですからですね、極力長文にならないように箇条書きに努めるようにっていう話をしてるんですけど、なかなか難しい面もあるようで、県の計画を見ても同じような感じかなと。作りとしてですね。</p>
升 水 委 員	はい。
教 育 長	はい、お願いします。
升 水 委 員	<p>すいません、9 ページなんですけど、7番の目指す人間像というところですね、下から3行目の国や地域の枠を飛び越えて活躍することのできる人材の育成って、こうあるんですけど、なんかこう、私はパッと耳に入ったときに、国や地域の枠を飛び越えるっていうか、国や地域の中で育てているのに、なんか、そこあんまり関係なくって、こう、受け取れるんですね。</p> <p>それで、例えば表現を、例えば世界に向けて活躍できる人材の育成とかっちゃう表現がよかっちゃうなろかねっち思ったり、ちょっと、大したこつじゃなかとぼってん。</p>
教 育 長	ありがとうございます。国際社会で活躍できる人材、そういうことですよ。っていうことですよ、事務局。
事 務 局 (教育次長)	<p>はい、事務局です。</p> <p>もちろん、そういう意味としてはそうなんですけど、小値賀の中で少人数で</p>

	<p>あるので、人間関係が小さくなるんですけど、その枠を超えて、地域とか日本という国の枠を飛び越えて、もう少し広くいろんな視野を持った人になって欲しいという意味合いで、ちょっと、表現として使わせていただきました。</p>
升水委員	<p>よく分かるんですけども、片や学校教育の中では、地域になるべく地域に戻ってきましょうって言いよるもんけん、なんか、反対のことを言ってるような気ばかりすつとですね。</p>
横山委員	<p>やっぱり、地域でしっかり育つことが基本で、それで、やっぱり視点とか、物の見方っていうのが、そこまでいけるように育って、ちょっとうまく言えないんだけど、家庭や地域でしっかり育っているからこそ、将来育ってくれるというふうに捉えられるんじゃないかなと思うんですけど。</p>
升水委員	<p>十分それが、地域と国とか、その地域で、そういうふうにして大事に育てられた子供たちっていうのが基本にあるけんですね、その枠を飛び越えてっていうのが、なんか枠とか、国を無視したような考え方に、なんか私は感じ取れたもんですから。</p>
横山委員	<p>表現の仕方ですね。</p>
升水委員	<p>うん。それと、できるだけ、今の学校教育の中では、地域に戻ってこようって、戻ってこさせようっていうふうな教育が進んでいる中で、地域を超えてっていうのが、少しく、違和感があるなって思ったもんですから、国際社会に羽ばたく、羽ばたけとかっていう表現の方が、よかつちやなかろうかって思ったとです。これしか言えん。</p>
教育長	<p>ほかございますでしょうか。なかなかボリュームがあつて大変ですもんね。 あ、これ今朝事務局から話があつたんですけど、これは5年間の計画ですね、これは国も県も5年間なんですけど、3年目、いわゆるその中間年ですね、そこで見直しすべきところがないか、中間時点での自己分析、評価をして、見直し機会を設けたいと、事務局から申し出があつております。 それはすごくいいことじゃないでしょうかって答えてますんで、本当に時代の進展が早くてですね、大事な視点かなと思つているところです。 よろしいですかね。</p>
教育委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。先ほども言いましたように、10月に議案として出させていただきますので、それまでに何かお気づきの点があればですね、いつでも結構ですので、ご意見を事務局までご連絡いただければと思います。 協議事項2)に関しましては、よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>はい。</p>

教 育 長	はい、ありがとうございます。続きまして、協議事項 3)教育委員会及び公民館事業にかかる共催、後援について、事務局からお願いします。
事 務 局 (班 長)	<p>はい。すみません、事務局です。</p> <p>ページと言いますか、ファイルが3つに跨ってしまってすみません。</p> <p>協議事項の2番ということで、教育委員会及び公民館事業に係る共催、後援につきまして、現状としましては、町内外の団体の方からですね、小値賀町教育委員会や小値賀町公民館に対しまして、年に20件前後の共催や後援についての提出がございます。ただし、今時点におきまして、実は共催、後援に関する規定というものが小値賀町教育委員会の方にはございません。</p> <p>で、承認に際しての基準ですとか、承認した際に、教育委員会の事務局が、じゃあ具体的に何ができるのだろうか、何を協力できるのだろうかというのも、明確な決まりは、今ない状況の中です、対応としまして、明確な規定がないことで、事務局による対応が、その時々です、異なることのないように、全国の他自治体の方には、同様の規定がある自治体が多ございます。</p> <p>他の自治体の規定を参考にですね、別紙のとおり、承認事務取扱要領として整備をさせていただきたいというふうに考えています。</p> <p>今回協議ですので、議決事項ではございませんので、ここで協議いただいて、また改めて議決事項として来月に。</p>
教 育 長	議決は要りません。
事 務 局 (班 長)	<p>協議事項で、改めて承認いただけるようにできたらと思いますので、よろしくをお願いします。で、今回ですね、特に承認を得る中で、一応全国の規定を見ながら作らせていただいております、細かな文言の訂正等は、後ほど事務局の方に一任していただけないかなと思うんですけども、特に見ていただきたいところが、ファイルの2つ目の部分で、取扱要領というところがございます、要領の第2条の用語の定義ですね、共催とは、事業の企画又は運営に参画し、共同主催者として責任の一部を負担することをいうということで、主催者と同様の対応をですね、主導的に能動的に行っていくというところが共催かなと。</p> <p>で、後援とは、事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。</p> <p>援助とは、名義使用及び町民への事業周知の協力等をいうということで、事業自体の実施については、その主催者が行いますけれども、小値賀町教育委員会が後援してますよ、公民館が後援してますよっていうところのポスターとかチラシ等の掲載とかですね、あとは、町民の方への、こういった事業がございますよっていうところのチラシの配布でしたりとか、町ホームページ等へのアップですとか、そういったところも広報の周知も後援かなというふうに思います。</p> <p>で、3番目、営利を目的とする事業とは、一定の利益を上げる目的で実施する全ての事業。ただし、計画で一定の利益を上げることを目的としている場合は、決算で赤字の場合でも営利事業とするが、利益全部を慈善事業に寄付するなど、正当な理由がある場合は、営利事業とはしないということで、こちらも全国他自治体の文言をですね、参考に作らせていただいております。</p> <p>宗教活動とは、特定の宗教のための活動及びその他の宗教的活動であって、町民のための情操教育、一般教養としての宗教に関する学習活動は除くという</p>

ことにしております。政治活動とは、特定の政党を支持又は反対するための活動及びその他の政治活動であって、町民のために必要な一般政治学習活動は除くというふうにさせていただいております。

用語の定義につきまして、何か過不足等ないかどうか、ご協議いただきたいと思えます。続きまして、第3条の承認基準につきましても、以下のとおりになりますが、共催等の承認基準は次のとおりです。ただし、営利を目的とする事業、宗教活動又は政治活動を目的とするものについては、承認しないものとする。共催につきましては、承認基準として、事業の主催者、事業内容の公共性、公益性並びに事業遂行能力等について審査し、前条第1号の共催事業とすることが適当と判断されるもの。後援につきましては、次の要件のいずれかに該当するものということで、アからエですね。アは、教育、文化及びスポーツの普及、振興並びに青少年の健全育成を助長すると認められるもの。イとして、教育委員会等の事務事業に関連し、その活動を積極的に育成、助長すべきものであると認められるもの。ウとして、営利を目的とせず、住民の福祉の増進に寄与し、公共、公益性があると認められるもの。エとして、一応、その他教育長又は館長が特に認めた場合ということで、このエの部分については、要るかな、ア、イ、ウだけでもよいかないところではありますけども、ちょっと、一応エということで、載せさせていただいております。

で、ちょっと、申請の手続きで、承認申請の手続きは、ちょっと飛ばさせていただきまして、第9条ですね、教育委員会等が実施することができる取組みといたしまして、教育委員会等は、第5条の規定に基づき申請を承認したときには、次の各号に掲げる取組みを行うことができるものとするということで、共催や後援をした場合には、こういったことを教育委員会ではできますよという整理ですね。で、共催の場合には、事業の計画又は運営に参画し、共同主催者として責任の一部を負担し、能動的に企画から運営までに必要な取組みについて行いますよ。一方、後援の場合は、町民への事業周知のため、防災無線や町回覧板、チラシの配布、町公式LINE、小値賀小中学校連絡システムなどを活用した周知広報を行いますということで、共催の場合は、自分たちが主催する事業と同じように取り組みますし、後援の場合には、皆さんが準備したものについて周知広報を、後援団体としてやらせていただきますというところでの整理を入れさせていただいております。一応、この、特に第2条、第3条、第9条につきまして、ここはやめた方がいいんじゃないかとかですね、過不足ございましたら、ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長

はい。ありがとうございました。何かご意見ありませんでしょうか。心配な点とか、疑問に思う点とかありましたら。

浦 委 員

はい。最近なんか小値賀で教育委員会の後援っていう言葉、よくチラシに入ってるねって気づくんですね。なんでこれを教育委員会、で、後援するっていうことは何か、特権じゃないけど、何か事業をする人は、何かしらの教育委員会の言葉を載せることによって、何かいいことがあるのかなとか、そんなふうに感じてたんですね。だからこれを聞いて、やたら教育委員会、教育委員会って多くなかったですか、皆さん。

中村委員	<p>やたらかどうかは、まあ、だいぶ前に私がちょっと指摘したことがあって、はい。ちょっと宗教活動に対して後援していることがあったので、ちょっとそのことで言ったことはあったんですよ。</p> <p>最近、そんなにおかしなことはないと思います。</p>
浦委員	<p>そうですか。何でも入っているような気がしました。</p>
教育長	<p>はい。今、浦委員さんからありました、教育委員会が後援することによって、主催者側に何のメリットがあるのか、説明をお願いします。</p>
事務局 (班長)	<p>はい。事務局です。一応、事務局としてできること、お手伝いできることっていうのが、主催者側に対するメリットかなと思っていて、で、その、事務局としてできることっていうのが、第9条の共催の部分、それから後援の部分、先ほど言いましたとおり、共催だと、事務局としては、主催者側の一員としてですね、話し合いに入ったりとか、事業の組み立てについて協議したりとか、一緒に進めていくっていうのが共催かなというふうに思っておりますし、後援につきましても、事業の取り組みですとか実施については、主催者の方が行いますけれども、後援として、住民への周知、広報についてもですね、チラシを町チラシの方に配らせてもらったりとか、町の公式LINEとかホームページに載せて、広報させていただいたりとか、そういったところがメリットかなと。</p> <p>あと、一番、あの、忘れてはならないのが、公民館の総合保障制度っていうのがありますので、そちらの方に公民館の後援を載せるとですね、もし、万が一事故があった時に保険が適用するってところが、一番のメリットかなと思います。</p>
教育長	<p>しばらく休憩します。</p>
教育長	<p>再開します。何かございますでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>ほかに何もございませんでしたら、この要領に関しましてですね、先ほど事務局から説明があったように、多少の文言の整理とかいうのは、私が見たところ必要かと思います。法制執務の話ですね、例規の一つになりますので、そういった整理をして、決裁をして、そこから施行するというふうにさせていただきたいと思います。よろしいですかね。</p>
教育委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>一応、附議案件は全て終わりましたけれども、委員さん方から何かございますでしょうか。大丈夫ですかね。</p>
教育委員	<p>はい。</p>

教 育 長

はい。それではこれもちまして、9月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。本日は、お疲れ様でした。

教 育 委 員

お疲れさまでした。

16時00分閉会

教 育 長 _____

教 育 委 員 _____
